

「徳之島町立亀津中学校部活動基本方針」

○ はじめに

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成31年3月に鹿児島県教育委員会が策定した「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を参考に、徳之島町立中学校における学校教育活動の一環として実施される全ての部活動を対象とした「徳之島町部活動の在り方に関する方針（以下「徳之島町部活動ガイドライン」という。）」が令和2年5月に策定されました。

それらを受け本校においても「徳之島町立亀津中学校部活動基本方針」（以下「活動方針」という。）を策定いたしました。

これは、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち以下の点を重視して策定するものです。

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、生徒の心身の成長にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な部活動運営を図っていく。

運動部活動においては、

生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするもの。

文化部活動においては、

生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指すとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするもの。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 町教委の「徳之島町部活動ガイドライン」に則り、毎年度「活動方針」を策定する。
- (2) 部活動顧問は、「活動方針」に則り、年間の活動計画※1、並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。なお、計画に変更がある場合は、速やかに校長に届ける。
- (3) 学校の「活動方針」及び活動計画等をホームページ等で公表する。

※1 活動計画においては、活動日、活動日時、場所、休養日及び参加予定大会日程を掲載することとする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮 等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 顧問は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング及び練習効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度のトレーニング及び練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- (3) 顧問は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、生徒一人ひとりの目標を達成できるように指導する。
その際、競技種目・分野の特性を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
また、目先の勝敗や技術向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技術の程度、性別や障害の有無等に関わらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるように配慮する。
- (4) 顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や男女の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。
- (5) 顧問は、各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒と共に学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- (6) 顧問は、部活動の活動状況及び指導状況を、保護者に伝えるとともに情報共有を行う。知り得た情報をもとに個々に応じた生徒へ適切な指導生かすこととする。ただし、知り得た情報についての扱いについては、十分配慮する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日の設定
 - ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
 - イ 平日は少なくとも1日を休養日とする。
 - ウ 土曜日及び日曜日は少なくとも、1日以上を休養日とする。
 - エ 土曜日及び日曜日については、大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、生徒の疲労回復や規則的な生活等に配慮する。
 - オ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
 - カ リフレッシュウイークについては、部活動を実施しない。
- (2) 活動時間の設定

- ア 1日の活動時間は、長くとも**平日では2時間程度、土曜日及び日曜日等は3時間程度**とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 長期休業期間中については、午前もしくは午後**に3時間程度**とする。

(3) 休養日・活動時間の運用について

- ア 各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
- イ 定期試験前後の一定期間や地域をあげての行事などにおいて、学校や地域の実態を踏まえ、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設ける。

【別途「部活動規定」を定め運用する】

- ウ 鹿児島県青少年育成県民会議では、毎月第3土曜日は「青少年育成の日」、第3日曜日は「家庭の日」と定められているので、その趣旨を尊重する。
- エ 熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。

5 学校単位で参加する大会について

(1) 大会の参加について

- ア 大会の参加については、過度な日程にならないように配慮する。（中体連主催の大会については、中体連の大会開催要項に則り、参加をする。）参加する大会数の上限の目安として月1回程度、年間12回以内とする。
- イ 練習試合に関しては、4(1)の「休養日の設定」を原則として、基本的に午前または午後の3時間程度で計画する。やむを得ず、4時間を超える練習試合を行う場合は、事前に校長に届けることとし、原則として前後の週で土日両日とも休養日とする。
- ウ 校長は、県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織及び徳之島町教育委員会が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 感染症対策について

感染症拡大防止の観点から、国・県・町による緊急事態宣言発令中については、下記のとおり対応する。

- ア 活動計画等を見直し、屋外で可能な内容や活動を積極的に取り入れる。
- イ 必要に応じてマスクを着用して活動させる。（至近距離での活動を伴う場合）
- ウ 活動時間の前後に、必ず手洗い・うがいの時間を設定し、励行させる。
- エ 屋内で活動する場合は、窓を開放する等、十分な換気を行うとともに、同時に50人以上が活動することがないようにする。
- オ 使用する教具・道具等については、原則1日1回以上消毒を行う。
- カ 活動時間は、平日1時間、休日2時間以内とする。
- キ 用具を使つての活動は、週3日までとし、他の活動日はお互いの接触のない体力トレーニング等を行う。
- ク 大声での応援やハイタッチ、握手等の身体的接触は避けるよう指導する。
- ケ できるだけ手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。

7 終わりに

これまでの部活動は、体力や技能の向上を図るだけではなく、生き方教育にも大きく寄与してきた。

今後は、このような部活動の良さも活かしつつ、科学的根拠に基づき、合理的で効率的・効果的な活動を追求し、指導者自身も生徒とともに学び合う存在であることを改めて認識しなければならない。

本「**活動方針**」は、全ての部活動において、生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにし、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・豊かな心や創造性の涵養を実現することを目指すものである。部活動に関わる全ての人々が、これからの部活動について考え、実態に応じて、効率的で効果的な部活動が行われるよう工夫し、生徒一人ひとりを主人公とした部活動の推進を図ることとする。